

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

2. 追加議事日程

日程第 1 副議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 議長の常任委員会委員の辞退について

日程第 8 上天草衛生施設組合議会議員の選挙

日程第 9 天草広域連合議会議員の選挙

日程第10 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

日程第11 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて

【上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について】

日程第12 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて

【令和3年度上天草市一般会計補正予算（第1号）】

日程第13 議案第39号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

日程第14 同意第 2号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

3. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 桑原 千知

1番 北垣 洋 2番 井手口隆光 3番 木下 文宣

4番 何川 誠 5番 塩田 真一 6番 嶋元 秀司

7番 田中 辰夫 8番 何川 雅彦 9番 宮下 昌子

10番 西本 輝幸 11番 高橋 健 12番 小西 涼司

13番 新宅 靖司 14番 津留 和子 15番 田中 万里

4. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	宇藤 竜一
企 画 政 策 部 長	花房 博	市 民 生 活 部 長	水野 博之
建 設 部 長	小西 裕彰	経 済 振 興 部 長	山本 一洋
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	教 育 部 長	山下 正
上天草総合病院事務部長	須崎 朝幸	水 道 局 長	桑原 成明

6. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
参 事	四丸 雄介	主 事	松原ちひろ

開会 午前10時00分

○**議会事務局長(海崎 竜也君)** おはようございます。

これから本会議を始めさせていただきますが、本日は、一般選挙後の初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法107条の規定によって、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、西本輝幸議員が年長の議員でございますので、御紹介いたします。

それでは、西本輝幸議員、議長席に御移動ください。

○**臨時議長(西本 輝幸君)** おはようございます。

ただいま御紹介いただきました西本でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いをいたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第3回上天草市議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（西本 輝幸君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席となります。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩後は、臨時構成に関する会議がありますので、執行部は議案審議まで退席します。御承知をお願いします。

議員の皆さんは、議会控室に御集合ください。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時13分

日程第2 議長選挙

○臨時議長（西本 輝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。それでは、議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（西本 輝幸君） ただいまの出席議員数は16名です。

これから投票用紙を配布します。

[投票用紙配付]

○臨時議長（西本 輝幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（西本 輝幸君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○臨時議長（西本 輝幸君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名となりますので、投票用紙には、被選挙人の氏名以外は何も書かないように御注意ください。

○臨時議長（西本 輝幸君） 記入はお済みになりましたか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（西本 輝幸君） それでは、仮1番から、順次、投票を求めます。なお、投票用紙は折り曲げて、議長席に向かって右側から投票箱に投函してください。

[投票]

○臨時議長（西本 輝幸君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（西本 輝幸君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

ここで、議場の閉鎖をときます。

直ちに開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、北垣洋君、井手口隆光君及び木下文宣君を指名します。開票の立合いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（西本 輝幸君） 立会人の方は御苦労さまでした。議席へお戻りください。

○臨時議長（西本 輝幸君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票数は16票、これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

有効投票数16票、無効投票ゼロです。

投票のうち、田中辰夫君7票。桑原千知君9票。以上のおりです。

この選挙の決定得票数は4票です。したがって、桑原千知君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました桑原千知君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。それでは、議長に当選されました桑原千知君から、就任の御挨拶をお願いします。

桑原千知君、就任の御挨拶をお願いいたします。御登壇願います。

○議長（桑原 千知君） 改めまして、おはようございます。

先ほど、別室でもお話をしましたけど、真意そのものが伝わらない、そして、また一議員としてあれば、第一発目から失言をして議長として皆さん方に不愉快な思いをさせたらいけない、自分の真意を伝えたいと思って、一晩寝なし考えてきました。議長就任の挨拶をいたしたいと思えます。

このたび議員の皆様からの御推挙を賜り、議長の要職に就任することになりました。身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、その職務の重大さを改めて痛感している次第であります。今日、地方自治体は、急速に進行する少子高齢化に対応した福祉医療サービスの充実や地域の防災・減災対策の推進など多様なニーズに対処すべく、財政的にも非常に厳しい状況となっております。議長としましても、議会運営につきましても、各議員がそれぞれの力量を発揮できるよう配慮し、議会の役割を十分に果たせるよう努めるとともに、さらなる議会の活性化に向け、一層努力をしてみたいと思います。今後とも、議員の皆様のお支援、御協力をお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○臨時議長（西本 輝幸君） 議長が決まりましたので、これをもって、臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

桑原千知議員、議長席にお着き願います。

○議長（桑原 千知君） この際、日程の追加について、お諮りいたします。ただいま配付しました追加日程第1によって会議を進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第1 副議長の選挙

○議長（桑原 千知君） 日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。それでは、議場を閉鎖します。

〔「暫時休憩を」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 今、暫時休憩と出ましたが、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 異議なしということで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時33分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第1、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に田中万里君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した田中万里君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田中万里君が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました田中万里君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

それでは、副議長に当選されました田中万里君から就任の御挨拶をお願いいたします。御登壇をお願いします。

○副議長（田中 万里君） ただいま副議長に指名を受けました田中万里でございます。

議長の補佐役として、そして、この議会がより一層活性化するよう、また、議論の場として、建設的な意見が出されるような運営を精進してまいりたいと思っております。どうぞ、議員各位皆様の御協力、そして、御指導御鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。

日程第2 議席の指定

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が指定します。議員の議席番号と氏名を、事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（海崎 竜也君） それでは、議長にかわりまして、議席番号と氏名を朗読いたします。

1番議席、北垣洋議員。2番議席、井手口隆光議員。3番議席、木下文宣議員。4番議席、何川誠議員。5番議席、塩田真一議員。6番議席、嶋元秀司議員。7番議席、田中辰夫議員。8番議席、何川雅彦議員。9番議席、宮下昌子議員。10番議席、西本輝幸議員。11番議席、高橋健議員。12番議席、小西涼司議員。13番議席、新宅靖司議員。14番議席、津留和子議員。

15番議席、田中万里議員。16番議席、桑原千知議員。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 以上のとおり議席を指定しました。

ここで、暫時休憩いたします。議員の皆さん、議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時25分

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番、北垣洋君、2番、井手口隆光君を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りとすることに決定いたしました。

日程第5 常任委員会委員の選任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第5、常任委員会委員の選任について及び日程第6、議会運営委員会委員の選任についての2件を一括議題といたします。

お諮りします。常任委員の選任、議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって、井手口隆光君、塩田真一君、何川雅彦君、新宅靖司君、田中万里君及び議長、以上の6人を総務常任委員に。

北垣洋君、何川誠君、嶋元秀司君、西本輝幸君、津留和子君、以上の5人を経済建設常任委員に。

木下文宣君、宮下昌子君、高橋健君、田中辰夫君、小西涼司君、以上の5人を文教厚生常任委員に。

予算決算常任委員に16人全員を。

何川誠君、嶋元秀司君、何川雅彦君、高橋健君、小西涼司君、新宅靖司君、田中万里君、以上の7人を議会運営委員にそれぞれ指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました以上の方々、それぞれ常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

○議長（桑原 千知君） 次に、次の案件は、私の案件に該当しますので、地方自治法第117条の規定により退場し、副議長に交代いたします。

〔桑原千知議長退場〕

日程第7 議長の常任委員会委員の辞退について

○副議長（田中 万里君） 日程第7、議長の常任委員会委員の辞退についてを議題といたします。

桑原議長が委員会条例第2条第1項の規定により、総務常任委員会及び予算決算常任委員会を辞退したいとの申出があります。議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、本会議の可否の同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、常任委員会の委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも、議長については辞退を認めているところでもありますので、総務常任委員及び予算決算常任委員会を辞退したいとするものです。議長からの申出のとおり、総務常任委員会及び予算決算常任委員会の辞退について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中 万里君） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、総務常任委員会

及び予算決算常任委員会の辞退について同意することに決定しました。

桑原議長の入場を求めます。ここで、議長に交代いたします。

[桑原千知議長入場]

日程第8 上天草衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第8、上天草衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、上天草衛生施設組合議会議員に、木下文宣君、宮下昌子君、小西涼司君、以上の3人を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました3人の議員を、上天草衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました3人の議員が、上天草衛生施設組合議会議員に当選されました。ただいま当選されました木下文宣君、宮下昌子君、小西涼司君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、これを告知いたします。

日程第9 天草広域連合議会議員の選挙について

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第9、天草広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、天草広域連合議会議員に、塩田真一君、何川雅彦君、新宅靖司君、以上の3人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました3人の議員を、天草広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました3人の議員が、天草広域連合議会議員に当選されました。ただいま当選されました新宅靖司君、塩田真一君、何川雅彦君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、これを告知いたします。

日程第10 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙について

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第10、上天草宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしりたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、上天草宇城水道企業団議会議員に、津留和子君、田中万里君、以上の2人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました2人の議員を、上天草宇城水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました2人の議員が、上天草宇城水道企業団議会議員に当選されました。ただいま当選されました津留和子君、田中万里君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、これを告知いたします。

○議長（桑原 千知君） 委員会条例第9条第2項の規定により、先ほど選任いたしました常任委員会の正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

議員の皆さん、議員控室にお集まりください。

休憩 午前 11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果を御報告いたします。

総務常任委員長に新宅靖司君、副委員長に何川雅彦君、経済常任委員長に嶋元秀司君、副委員長に何川誠君、文教厚生常任委員長に小西涼司君、副委員長に高橋健君、予算決算常任委員長に木下文宣君、副委員長に塩田真一君、議会運営委員長に何川雅彦君、副委員長に高橋健君、以上のとおりです。

○議長（桑原 千知君） 次に、承認第3号から同意第2号までの以上4件について、先ほど議会運営委員会が開催され、審議の方法について審査がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） 令和3年第3回上天草市議会臨時会にあたりまして、先ほど議会運営委員会を開催し、本日提案されました議案について審査しましたので、御報告申し上げます。

提出議案につきましては、執行部及び議会事務局から説明を受け、慎重に審査した結果、全員異議なく本会議に追加日程第2として上程することに決定いたしました。また、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議、採決することに決定いたしました。

以上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第11 承認第3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて

【上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について】

日程第12 承認第4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて

【令和3年度上天草市一般会計補正予算（第1号）】

日程第13 議案第39号 令和3年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

○議長（桑原 千知君） 日程第1、承認第3号から、日程第3、議案第39号までの以上3件

を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和3年第3回上天草市議会臨時会に提案します議案につきまして御説明いたします。

まず、今臨時会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認議案2件、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第2号）の予算議案1件、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについての同意案件1件を提出しております。

同意案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 執行部から、順次、議案内容の説明を求めます。

まず、承認第3号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしく申し上げます。議案書1ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第3号、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。したがって、単なる条文、条項の整理のための改正も多数行われておりますので、こうした形式的な改正については説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

第1条による上天草市税条例の改正につきまして御説明いたします。第36条の3の2につきましては、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴い、これに替えて、地方税法施行令に規定する事項を当該電子提出の要件とするものでございます。

第36条の3の3につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴い、同じく、これに替えて地方税法施行令に規定する事項を当該電子提出の要件とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第53条の9につきましては、退職手当等の支払いを受ける者が提出する退職所得申告書について、支払いをする者が一定の要件を満たす場合は、退職所得申告書の記載事項を電子提出することができる規定を新たに定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第81条の4につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率について読替規定を対象に追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。

附則第10条の4につきましては、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用期限を2年延長することを定めるものでございます。

附則第10条の5につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けするための申告等の記載及び提出方法について新たに定めるものでございます。

6ページをお願いします。

附則第11条から第13条につきましては、土地の固定資産税において、負担調整措置の期間を3年延長するとともに、その場合における課税標準額を令和3年度に限り、前年度と同額とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

附則第15条につきましては、特別土地保有税に係る規定の整備を行うもので、固定資産税の課税標準が調整された場合に、特別土地保有税の課税に用いる固定資産税の課税標準についても、調整後のものとする措置を3年延長するものでございます。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長するものでございます。

11ページをお願いいたします。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年延長するものでございます。

15ページをお願いいたします。

第2条による令和2年上天草市条例第28号の上天草市税条例の一部を改正する条例の改正につきましては、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に関する連結確定申告書の提出期限及び連結法人税額の課税標準の算定期間等を削る規定を追加するものでございます。なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、承認第4号及び議案第39号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくをお願いいたします。議案書10ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて。専決第4号、令和3年度上

天草市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。令和3年度上天草市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり4月12日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

内容といたしまして、ひとり親世帯への生活支援給付金事業について、6月補正予算の計上を待たずして事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算措置を行ったものでございます。100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ2,253万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億2,527万1,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は、2,253万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15（目）民生費国庫補助金において、ひとり親世帯への生活支援給付金事業に係る事業費補助金2,050万円、同事業に係る事務費補助金203万6,000円を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

7ページを御覧ください。

20（款）民生費、15（項）児童福祉費は、2,253万6,000円の増額でございます。主なものとしまして、25（目）母子父子福祉費において、ひとり親世帯への生活支援給付金給付に係るシステム改修業務委託料132万円、給付金2,050万円を増額するものなどでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第4号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書11ページをお願いいたします。

議案第39号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

皆さんの御手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。なお、100万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ4,223万3,000円を増額し、歳入歳出予算総額を178億6,750万4,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表の地方債の補正は、過疎対策事業債を850万円、合併特例債を1,140万円増額し、起債限度額の合計を19億394万8,000円とするものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

65(款) 国庫支出金、15(項) 国庫補助金は、113万9,000円の増額でございます。内容といたしまして、40(目) 教育費国庫補助金において、ギガスクールサポーター配置に係るICT推進事業補助金を計上するものでございます。

70(款) 県支出金、15(項) 県補助金は、629万4,000円の増額でございます。内容といたしまして、15(目) 民生費県補助金において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴う移動困難者の輸送支援事業に係る熊本県の同感染症対応総合交付金を計上するものでございます。

85(款) 繰入金、15(項) 基金繰入金は、1,430万円の増額でございます。内容といたしまして、10(目) 財政調整基金繰入金を、歳出予算との調整のため1,430万円増額するものでございます。

99(款) 10(項) 市債は、1,990万円の増額でございます。内訳といたしまして、55(目) 過疎対策事業債において、スパ・タラソ天草施設設備改修事業850万円を増額するものでございます。75(目) 合併特例債において、龍ヶ岳中学校音楽室天井改修事業1,140万円を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8 ページを御覧ください。

20(款) 民生費、10(項) 社会福祉費は1,258万9,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目) 社会福祉総務費において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴う移動困難者へのタクシークーポン券の送付等に要する経費165万6,000円、ワクチン接種会場までの輸送に係る助成金1,056万円などを計上するものでございます。

20(款) 民生費、15(項) 児童福祉費は、178万2,000円の増額でございます。内容といたしまして、15(目) 児童措置費において、市内の保育所等の従事者で希望する者に実施するPCR検査に係る費用を負担金として計上するものでございます。

25(款) 衛生費、10(項) 保健衛生費は、856万4,000円の増額でございます。内容といたしまして、15(目) 保健衛生施設費において、スパ・タラソ天草の空調設備の修繕費を増額するものでございます。

55(款) 教育費、15(項) 小学校費は、551万9,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目) 教育振興費において、ギガスクールサポーターの配置に係る報酬167万5,000円。家庭での長時間のドリル学習及びリモート授業の実施時に必要なタブレットのACアダプター購入費323万7,000円などを計上するものでございます。

9 ページを御覧ください。

55(款) 教育費、20(項) 中学校費は1,377万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 学校管理費において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての分散授業の実施に必要な龍ヶ岳中学校音楽室の空調設備設置に着工したところ、天井にアスベストが

含まれていたため、天井改修工事の監理業務委託料100万円、工事費1,100万円を計上するものでございます。15（目）教育振興費において、小学校費と同様の理由により、タブレットのACアダプター購入費177万9,000円を計上するものでございます。

以上が、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、執行部からの説明が終わりました。これから質疑を行います。まず、承認第3号について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。これから承認第3号を採決いたします。承認第3号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

○議長（桑原 千知君） 次に、承認第4号について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。これから承認第4号を採決いたします。承認第4号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第39号、令和3年度上天草市一般会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

宮下君。

○9番（宮下 昌子君） まず、スパ・タラソの温泉脱衣場のエアコンのことですけれども、これは、補正ということで今回上がっているわけですけれども、施設の整備設備については、計画があると思うんですが、その計画では、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしく申し上げます。

今回のこのエアコン設備の改修につきましては、計画では、もう先のほうで改修する予定だったんですけども、今回は、1月頃に、エアコンが使えないという報告を受けた後の処置になります。夏場7月8月以前ぐらいには、設置したいということになりますので、今回、上げさせていただきました。改修順位としては、まだ先だった予定になっております。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下君。

○9番（宮下 昌子君） 今回の部長の答弁を聞きますと、計画では、まだ後のほうだったけれども、早く壊れたということではないんですか。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） はい。もう15年以上経っておりますので、その償却年限はもう過ぎておりますけども、交換の順位としては、まだ先のほうに計画はされていたということです。ただ、今回、1月の段階で、このエアコンが壊れたということで、早急に修繕をする必要もあったものですから、ここで計上させていただいたということになります。

○議長（桑原 千知君） いいですか。

11番、高橋健君。

○11番（高橋 健君） 同じことになります。このスパ・タラソ天草施設設備改修事業に関しては、今、部長の答弁のとおり、1月にはもう故障したのがわかっていたんですよ。で、今から本当に暑いのは、5月、6月、もう実際、今でも暑いと思います。お風呂場の中で。現状、言葉が適しているかわからないですけども、スパ・タラソ天草のほうで、湯あたり、まあ、原因はちょっとよしとして、昨今で2名ほど亡くなっておられるという話もお聞きをしております。ですから、この因果関係がどうのこうのは別として、これは、もう本来ならこの予算ではなくても、早急に対応しないといけなかった案件じゃなかったかなと思うんですけど、まあ、議案として上がってきたので、ほっとはしておりますけども、健康福祉部におかれましても、これに関しては、今月内に設置するような感じの勢いでやってほしいなというふうに思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 今回、修繕費で上げさせていただいたことに関しましては、エアコンの設置、金額からいって、本来なら工事請負費で計上するべきだったのかもしれませんが、ただ、工事請負費となりますと、設計も1ヶ月ほどかかりますし、工程も先送りになってしまい、夏場を過ぎてからの設置ということになりますので、早めに設置ができるような取組で、今回、修繕費のほうで上げさせていただいたというのを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（桑原 千知君） 11番、高橋君。

○11番（高橋 健君） 確認します。1日でも早くできるような形での今回での提案というふうに解釈いたしますけれども、ぜひ、そういうふうに1日でも早く付けられるように、よろしく願いしておきます。

○議長（桑原 千知君） 答弁いいですか。

○11番（高橋 健君） いません。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 教育委員会にお尋ねいたします。予算書8ページの消耗品費323万7,000円。これ、小学校も中学校も上がっております。中身としては理解しております。タブレットの充電器を持たせるためということでございますが、その点で、この説明書によりますと、今後、分散授業、あるいはリモート授業において、タブレットを児童生徒に持って帰らせるというようなことをうたっておりますが、保護者の中では、今、実際、子供たちが学校で使っている中で、これを将来的に家に持ち帰って使う場合の、例えば、故障した場合とか間違えて壊した場合、このときの修理とか補償はどうなるだろうかというのを、不安視されている人たちがおります。特に、低学年の子供たちは、やはりまだ理解が出来なくて、ぼんと置いたり、いろいろそういうことがあるかと思えます。例えば、持ち帰った際に壊したとき、故障したとき、故意ではなくて事故としてです。その場合は、どうなるのか御説明をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 御説明申し上げます。

ICTタブレットの持ち帰りに関しましては、ギガスクールで本市独自の取組として考えているところではございます。この持ち帰りに関しては、当然、保護者の方の同意を得るということで、ゴールデンウィーク前に文書のほうを配付いたしまして、今週、来週で、同意書を提出していただくというふうに考えております。御心配の故障とか欠損とか、そういうことに関しては、故意じゃなければ、基本的に個人賠償は発生しないのかなというふうに考えてますけれども、細かい点は、ケースバイケースで、もうちょっと詰めるべき点があるのかなというふうには思っているところです。今一概に、ここで全て大丈夫ですということは、言えないところなんですけど、御心配されている小学校低学年の部分は、持ち帰りに関しては、もう少し時間がかかるのかなとは思っているところです。

○議長（桑原 千知君） 15番、田中万里君。

○15番（田中 万里君） 今、部長が言われたように、ゴールデンウィーク前に、学校のほうから保護者にタブレットを扱う際の注意事項、あるいは、同意書というのを配られ、それによって、保護者の方たちが不安視されたという部分がございます。で、可能な限り、やはりそういう不安も払拭しないとならないと思います。

で、一つ、今後の進め方として、PTAの共済保険に各子供たち加入しております。その部分で、もし連携がとれるのであれば、そういう部分も活用できるように、今後取り組んでいったらどうかと思います。もう今既に10月1日から始まった時点で、学校でも故障が何台も出ているかと思えます。そういうのを含めて、今後、タブレットを扱う上で、市の財政にもいろいろと影響することがないように、その部分も検討いただければと思います。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○**教育部長（山下 正君）** 今おっしゃられた共済保険関係に関しては、中身のほうが我々は確認しておりませんので、今ここではっきりとどうとは言えないんですが、その辺のところを照会させていただいて検討させていただきたいと思います。

○**議長（桑原 千知君）** いいですか。ほかに質疑ございませんか。
9番、宮下君。

○**9番（宮下 昌子君）** ギガスクールサポーターのですけれども、これは、当初予算ではなくて補正で上げられたその理由をお願いします。

○**議長（桑原 千知君）** 教育部長。

○**教育部長（山下 正君）** まず、ギガスクール構想自体は、タブレットの持ち帰りは想定されていない事業というのを御理解ください。今、コロナ禍で持ち帰りというのがいろいろ言われて、当たり前みたいに言われておりますが、国が進めるギガスクール構想の中では、タブレットの持ち帰りは想定されていないということが一つです。

それと、我々も、将来的に持ち帰りを徐々に進めようということでしたところ。最初は、インターネット接続はしなくて、タブレット中にドリル等のアプリを入れ込み、それを活用した宿題等をタブレットでやることを想定しているところだったんですが、コロナの第3波、第4波といく中で、リモート授業等、実際、学校の中でリモート授業をやっている、長期欠席の方にも実施しているところでございますが、これを広範囲でやる必要がないか、あるのではないかとということの中で出てきたのが、その持ち帰りによるトラブルに対する支援員の配置ということ。サポーターの配置、これが必要になってきたので、今回上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○**議長（桑原 千知君）** 9番、宮下君。

○**9番（宮下 昌子君）** はい、わかりました。それと、もう一つ。そのリモート授業、先ほど田中議員が言われたように、消耗品費のほうです。充電器をとということですが、これは、家に持ち帰ってということですが、その場合、ネット環境が整ってないところもあると思うんですが、それが、どれぐらい今あるのかというようなのは、学校では把握しておられるんでしょうか。

○**議長（桑原 千知君）** 教育部長。

○**教育部長（山下 正君）** 去年の今頃は、約7割というふうな結果が出ておりました。今現在3月時点では、我々は、8割はネット環境があるというふうには聞いております。これは、総務のほうで進めておられますインターネット環境の光回線ファイバー回線の普及によるというものでございます。で、先ほど申しあげましたタブレット持ち帰りに関する保護者の方の同意書の中で、ネット環境に関しても再度確認をしているところでございます。どうしてもネット環境がとれない家庭におきましては、教育委員会のほうで持っておりますルーターの持ち帰り、または、学校での児童生徒の預かりということに対応しようというふうに考えております。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下君。

○9番（宮下 昌子君） 保護者の方から心配の声を聞いたものですから、教良木のほうで、自分のところの子供はそれが出来ないの、お友達のところまで行ってされたとかいう話を聞きましたので、そうなると、不公平というか、出てきますので、そういうのがないように早く整えなければならぬのではないかなと思います。それで質問いたしました。

○議長（桑原 千知君） 答弁いいですか。

○9番（宮下 昌子君） はい。

○議長（桑原 千知君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。これから、議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決することに決定しました。

日程第14 同意第2号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 日程第14、同意第2号、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、津留和子君の退場を求めます。

〔津留和子議員退場〕

○議長（桑原 千知君） 提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案書1ページをお願いいたします。

同意第2号、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

上天草市議会議員のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。選任する監査委員は、津留和子氏で、住所、生年月日につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由としまして、上天草市監査委員を選任するには、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。これから同意第2号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。同意第2号は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

ここで、津留和子君の議場への入場を許します。

〔津留和子議員入場〕

日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（桑原 千知君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出についてを議題といたします。御手元に配付のとおり、各委員長から、所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年度第3回上天草市議会臨時議会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 1時39分